南陽市洪水・土砂災害ハザードマップ

令和元年度
北部版

南陽市からのお知らせ

このハザードマップは、県管理河川（吉野川・織機川・屋代川）の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図の公表（令和元年度公表）を受け、市内における洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域、避難所や避難経路等の避難活用情報を掲載したものです。

日頃からお住まいの地域に想定される災害リスクや災害時の避難行動を確認し、いざという時は、親戚、友人、避難所への立退き避難や、自宅の２階への避難など、「自分の命は自分で守る」行動と、これからの災害に「逃げ遅れゼロ」を目指しましょう。

想定最大規模の降雨とは

水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨（1000年に1回程度起こる大雨）で、前提となる降雨量は下記のとおり想定しています。

- 最上川　２９５mm／２日（平成 29 年 1月公表）
- 吉野川　２９５mm／２日（令和元年 9月公表）
- 織機川　２９５mm／２日（平成 31 年 3月公表）
- 屋代川　３７６mm／１日（令和元年 9月公表）

注：裏面に「情報・学習編」を掲載しております

小滝地区別図

【小滝地区の皆さんへ】
- 指定緊急避難所「旧小滝小学校」へ避難してください。

※避難路が危険な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

▲ 小滝地区別図

【居残沢地区の皆さんへ】
- 指定緊急避難所「旧小滝小学校」へ避難してください。

※避難路が危険な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

【河岸浸食】と【氾濫流】 家屋倒壊等氾濫想定区域の危険！

家屋倒壊等氾濫想定区域【氾濫流】
- 一般的な構造の木造家屋について、水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域。

家屋倒壊等氾濫想定区域【河岸侵食】
- 家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸浸食が発生するおそれのある区域。

※該当地区の方は早期の立退き避難を心がけましょう！

想定浸水深と氾濫想定区域

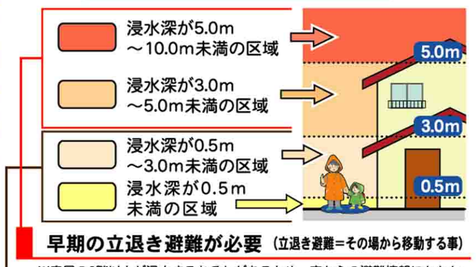

早期の立退き避難が必要（立退き避難＝その場から移動する事）

※家屋の2階以上が浸水するおそれがあるため、市からの避難情報にかかわらず当該区域から安全な場所に速やかに、確実に避難してください。

床上・床下浸水のおそれがあるため立退き避難が望ましい。

※原則は立退き避難ですが、万が一避難が遅れ、危険が迫った時や夜間時外に出ると、かえって危険だと感じる場合は、想定される浸水深より高い位置にある近くの頑丈な建物に避難しましょう。

【凡　例】

避難施設名

■指定緊急避難所
緊急的に避難する施設。

	施設名	所在地	電話
■吉野地区	荻小学校	荻1033	41-2101
	吉野公民館	荻876	41-2001
	旧小滝小学校	小滝1444	—
■金山地区	金山公民館	金山2054-1	47-2258
■中川地区	旧中川中学校	元中山163	—
	中川小学校	川樋25	49-2131
	中川公民館	川樋6-2	49-2343

一時避難所 避難施設名

●一時避難所
市の要請または地区によって開設され、指定された避難場所へ集団で避難するため地区の方が一時的に集まる施設。

	施設名	所在地	電話
■吉野地区	新屋敷会館	荻	—
	宮ノ下会館	荻	—
	下荻会館	下荻477-6	41-2805
	旧ＪＡ山形おきたま吉野取次店	荻978-1	—
	太郎公民館	太郎1386-1	—
■金山地区	尾島会館	金山5560-1	—
■中川地区	川樋公民館	川樋1624	—
	川樋土地改良区事務所	川樋2429	49-2584
	小岩沢公民館	小岩沢1538-4	—
	永雲寺	元中山822	49-2407

要配慮者施設 施設名

●要配慮者施設
災害発生時、避難の援助や配慮を必要とする施設。

	施設名	所在地
■吉野地区	吉野児童館（吉野学童保育施設）	荻877
■中川地区	GH こぶしの家	川樋508

福祉避難所 施設名

●福祉避難所
災害時要配慮者が滞在することを想定した施設。（一定の条件下により市の要請に基づき開設）

	施設名	所在地	電話
■中川地区	特別養護老人ホーム こぶし荘	川樋508	49-2800

警戒レベル4で全員避難!!

南陽市から【警戒レベル３・４】が発令された地域にお住まいの方は速やかに避難してください。

警戒レベル	内容	発令
警戒レベル1	気象庁が発表	気象庁が発表
警戒レベル2	気象庁が発表	
警戒レベル3	高齢者等は避難！	南陽市が発令
警戒レベル4	全員避難！	南陽市が発令
警戒レベル5	命を守る為の最善の行動をすでに災害が発生！	南陽市が発令

【南陽市からのよびかけ例】

緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。
こちらは南陽市です。
○○川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、
○○地区に対して警戒レベル４、避難勧告を発令しました。
○○地区の方は速やかにあらかじめ定めた避難行動、
全員避難を開始してください。

【荻地区の皆さんへ】
- 指定緊急避難所「吉野公民館」へ避難してください。

※「荻小学校」については、土砂災害警戒区域内となりますので、土砂災害の危険性がある場合は使用できません。
- 一時避難所として「新屋敷会館」「宮ノ下会館」「旧ＪＡ山形おきたま吉野取次店」を指定しております。

【下荻地区の皆さんへ】
- 指定緊急避難所「吉野公民館」へ避難してください。
- 一時避難所として「下荻会館」を指定しておりますが、河岸浸食が発生する恐れのある区域となりますので、早期の二次避難を行ってください。

【太郎地区の皆さんへ】
- 指定緊急避難所「吉野公民館」への避難が危険な場合は、一時避難所「太郎公民館」へ避難してください。

【板宮地区の皆さんへ】
- 一時避難所として「太郎公民館」を指定しておりますが、避難路が危険な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

【過去の災害範囲と地図記号】

◀ 地図上で左図のように青線に囲まれた区域は、平成 25 年 7 月、平成 26 年 7 月豪雨災害において浸水した箇所、赤線に囲まれた区域は土砂災害が発生した箇所となります。過去の経験をふまえ、区域内の住民の方は速やかな避難を心がけましょう。

避難経路　　市町村界

水位観測所

【吉野川の浸水継続時間シミュレーション図】

この図は洪水災害が起きた時、浸水が収まるまでかかる時間のシミュレーション図です。

－浸水継続時間凡例－
- 12時間未満
- 24時間(1日間)未満
- 72時間(3日間)未満
- 168時間(1週間)未満
- 336時間(2週間)未満

「危機管理型水位計」とは

洪水時に特化した水位計で、一定の水位を超過した場合に観測を行う水位計です。
水位は、スマホや自宅のパソコンなどでホームページにアクセスして確認することができます。

ホームページアドレス
https://k.river.go.jp

【金山地区の皆さんへ】
- 指定緊急避難所「金山公民館」へ避難してください。

【川中島・中北・尾島地区の皆さんへ】
- 一時避難所として「尾島会館」を指定しておりますが、１階が浸水する危険性がありますので、状況に応じて「宮内中学校」等への二次避難も検討してください。

【元中山・釜渡戸地区の皆さんへ】
- 指定緊急避難所「旧中川中学校」へ避難してください。
- 土砂災害警戒区域が広範囲にわたり、避難所までの移動距離も長いため、付近住民の方と声を掛け合い、早期避難をお願いします。

※避難に危険が生じる場合は、近くの安全な場所に避難してください。

【中川地区の皆さんへ】
- 指定緊急避難所「中川公民館」「中川小学校」「旧中川中学校」へ避難してください。
- 一時避難所として「川樋公民館」「川樋土地改良区事務所」「小岩沢公民館」「永雲寺」を指定しております。

土砂災害の種類と地図上の表記

土砂災害の「特別警戒区域」・「警戒区域」とは？

土砂災害特別警戒区域
- 「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

土砂災害警戒区域
- 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域

土石流

急な谷川を水を含んだ大量の土砂などが周囲を巻き込み、激しい勢いで流れ落ちる現象。

警戒区域　特別警戒区域　こんな所が危険です！
- 谷川に大きな石がごろごろあるところ。
- 裏山に急な谷川があるところ。
- 過去に谷を流れた土石流が谷の出口に堆積してできた扇状地のところ。

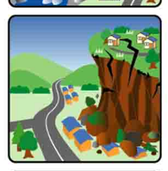

がけ崩れ

雨で地面にしみ込んだ水分が土地の抵抗力を弱め、急傾斜地や斜面が急に崩れ落ちる現象。

警戒区域　特別警戒区域　こんな所が危険です！
- がけにひび割れができているところ。
- がけの上部がせり出しているところ。
- 急なが けで高いところ。
- がけから水が湧き出したり、がけの表面を水が流れているところ。

地すべり

大雨や地下水の影響により、表土が斜面下方にすべり落ちる現象

警戒区域

こんなときが危険です！
- 斜面に段差や亀裂が生じたとき。
- 樹木や電柱が傾くなどしたとき。
- 池や、井戸の水が急に減ったり濁ったりしたとき。
- 地すべりは、雨のほか、地震によって引き起こされることもあります。

1:12,500　0　500m　1km

この地図に関するお問い合わせは、
南陽市役所 総合防災課 まで ☎ 0238-40-3211
南陽市ホームページ　http://www.city.nanyo.yamagata.jp/

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R1JHf1248」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」